

伊奈町内の放射線測定強化及び対応の進め方

1 基本的な考え方

本町では、町内21箇所の公共施設等において、空間放射線量測定を6月に1回、10月からは月2回実施していますが、今般、文部科学省等より、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」等が示されたことから、現在、実施している定点測定のほか、特に子どもが利用する頻度が高い公共施設等について、重点的に局所的に放射線量の比較的高い箇所の放射線量の測定を行うとともに、その対応を行います。

2 測定場所

・優先的に実施する施設

放射線の影響が大きいとされる子どもが利用する公共施設等

・その他の公共施設は、優先施設が終了後、順次実施します。

3 測定及び対応

放射線が周辺に比べ比較的高いと予測される雨どいの下、雨水が集中する箇所、樹木の周り等の地表面の空間放射線を測定し、施設の敷地等における空間放射線量率が地表面で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下となるための対策を行います。

4 対策実施方法

- (1) 表土等の除去
- (2) 雨樋の清掃、側溝内の泥の除去
- (3) 水による洗浄（高圧洗浄、洗剤を使った洗浄、ブラッシング等）
- (4) 落ち葉・腐葉土の回収
- (5) 樹木の剪定、軒下の除草

5 発生した泥土等の取扱い

- (1) 対策により発生した泥土等は、耐水性材料などで梱包し、原則として当該施設の敷地内に仮置き（遮水シートなどを敷いた穴に入れ、30cm以上の覆土を施す）する。ただし、当該施設の敷地内に仮置きができない場合は、別途、検討するものとする。
- (2) 仮置き（埋設）した場所に表示を行うとともに、放射線量を測定する。
- (3) 対策により発生した泥土等の量及び仮置き（埋設）場所等を記録する。

6 対策後の再測定

対策を行った後、効果を確認するため、再測定を行い、空間線量率が低下しているか確認する。

なお、対策を実施した結果、放射線量の低減が確認できない施設については、当面の間、立ち入りを禁止にするなど、慎重な対応を行います。